

## 空き家バンクについてのご質問

- Q1：知名町に住民登録がなくても、空き家の情報登録することができますか？  
A：所有権を有していれば、住民登録に関係なく登録できます。
- Q2：建物に家財が残っていますが、そのまま貸し出すことができますか？  
A：貸主、借主、双方の意向によりますが、原則、家財や家電製品などを残さないほうがその後のトラブルを避けることとなります。
- Q3：古い建物なので、修繕しないと貸し出せませんか？  
A：修繕して利用してくれる方を募集することができます。
- Q4：空き家の情報登録するのに、登録料や仲介手数料などの費用がかかりますか？  
A：登録は、無料です。しかし、不動産業者を介して賃貸及び売買契約が成立した場合に、仲介手数料が発生いたします。
- Q5：どのくらいの賃料で貸し出せるのでしょうか？  
A：周辺環境や建物の状況・メンテナンスの有無により変わりますが、希望賃料での募集ができます。
- Q6：数年後に空き家バンクに登録した住宅を使用したいため、一定の期間での貸し出しもできますでしょうか？  
A：貸し出し条件として期間を決めて募集をかけられますので大丈夫です。
- Q7：借主を選ぶこと（断ること）ができますか？  
A：できます。契約を交わす前に町の担当者へご連絡下さい。

◇空き家バンクに関するお問い合わせ先◇

知名町役場 企画振興課 定住促進係

〒891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名 307 番地

TEL：0997-84-3162 FAX：0997-93-3115

URL：http://www.town.china.lg.jp

# 空 ち 家 バ ン ク



結 ゆいのこころで

快 かいてきな

居 いばしよを

知名町では、空き家を探しています。  
空き家の情報登録をお願いします。



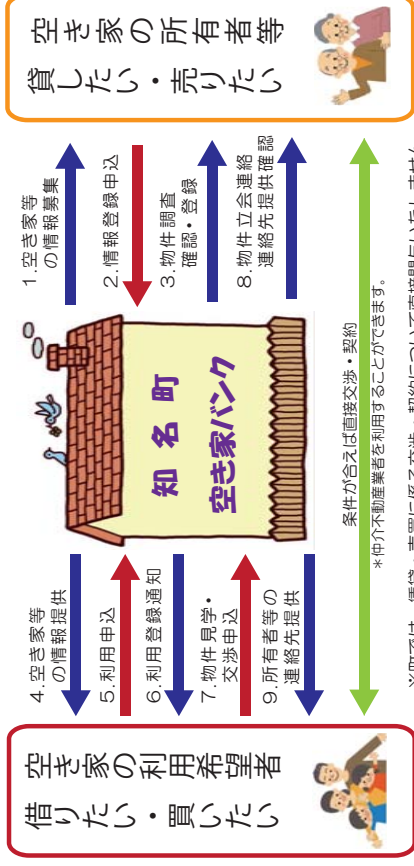
ゼロから始める  
フローラル知名

【知名町空き家等情報登録事業】

# 1 空き家バンクとは

知名町への定住促進と地域の活性化を図ることを目的として、賃貸・売却を希望する空き家等を所有している方からの物件情報を登録していただき、定住又は定期的な滞在を目的として知名町で住宅をお探しの方に情報提供するための制度です。リフォームは、行っていません。

# 2 空き家バンクへの情報提供の流れ



# 3 空き家等の登録条件

◇登録できる情報

空き家・空き地・空き店舗及び空き事業所  
◇登録条件

- (1) 住宅等建物の売買及び賃貸を生業としない個人の所有である物件
- (2) 相続及び所有者以外の権利の設定がある場合は、登録に關して関係者の承諾が得られている物件
- (3) 共有名義の場合は、各名義者の承諾が得られている物件
- (4) 集団的に、または常習的に暴力不当行為を行う恐れのある組織の構成員でない方

※登録期間中でも、所有者の方は、利用や処分を自由に行えます。変更がありましたら、届出をお願いいたします。

# 4 空き家の利用希望者の条件

- (1) 自ら空き家等に居住し、または定期的に滞在して、地域の活性化に寄与しようとする者
- (2) 空き家等の転売及び転貸を目的としない者
- (3) 集団的に、または常習的に暴力不当行為を行う恐れのある組織の構成員でない者
- (4) 税金の滞納のない者

# 5 空き家バンクでの手続きについて

## 空き家バンクへの登録

賃貸・売却物件の情報登録を希望される方は、  
・空き家バンク登録（変更）申込書  
・空き家バンク情報登録カード  
をご記入いただき、ご提出ください。  
記入の際には、者担当がお手伝いさせていただきます。

## 現地調査 物件確認 物件登録

申込のあった物件を町担当者が、所有者又は管理者立会いのもと現地調査（写真撮影）を行います。  
その後、町の「空き家等情報登録台帳」へ登録します。

## 情報提供 当事者間 での確認

登録後、町のホームページで空き家情報の提供を行います。  
利用希望者は、町へ利用申込みを行い情報提供を受けます。  
取引希望の連絡は、町担当者より所有者へ行います。

## 物件の 交渉・ 契約

所有者又は管理者と利用希望者の双方及び仲介不動産業者による交渉・契約となります。  
町は、交渉・契約について直接関与いたしません。